



秋田県公報

告 示

秋田県告示第六百七十一号
 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者

新あきた農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業

三 変更内容

市町村合併に伴う事業実施区域の名称変更

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十七年七月十四日

秋田県告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

目 次

告示	ページ
農地保有合理化事業規程の変更の承認（六七二・農林政策課）	1
保安林の指定の解除（六七二・秋田地域振興局農林部）	1
道路区域の変更（六七三・道路課）	2
建築基準法による道路位置の指定（六七四・平鹿地域振興局建設部）	2
開発行為に関する工事の完了（六七五・雄勝地域振興局建設部）	2
公告	2
土地改良区の役員の前任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）	3
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）十件	3
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察本部会計課）二件	13
選挙管理委員会告示	15
公職選挙執行規程の一部を改正する規程（一〇七）	15

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保安林面積		保安林解除		指定の目的		解除の理由	
郡 市	大 字	字	地 番	台 帳 (平方メートル)	見 込 (ヘクタール)	見 込 (ヘクタール)	面 積 見 込 (ヘクタール)	飛砂の防備兼 公衆の保健	公益上の理由				
秋田市	下新城中野	街道端西	二二二二三の六	二九、七五一	三・二二八四	三・二二八四	〇・二三九七						
"	"	"	二二二四の一	三三三、三三三	三三・二五九九	三三・二五九九	〇・六六一三						
"	"	"	二二四二の一	四六、二六二	七・六三七七	七・六三七七	〇・三六二四						

秋田市	下新城中野	街道端西	二四二の二	七四、一九四	九・七五九三	九・七五九三	〇・一二三二	飛砂の防備兼 公衆の保健	公益上の理由
-----	-------	------	-------	--------	--------	--------	--------	-----------------	--------

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十五号	北秋田市七日市字家後七五番一地从先から一〇〇番一地从先まで	一三・五〇〇～二一・五〇〇	〇・一八〇	〇・一八〇
			二百八十五号	北秋田市七日市字家後七五番一地从先から一〇〇番一地从先まで	一〇・五〇〇～一九・〇〇〇	〇・一八〇	〇・一八〇

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年八月二日から同月十五日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県告示第六百七十四号

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 平鹿郡増田町増田字館花二十番地一 株式会社 クツザワ 代表取締役 沓澤好美	道路の位置の指定箇所 平鹿郡増田町増田字館花二十三番五の内 及び二十三番五地先	道路の延長 四十一・三五メートル	道路の幅員 六・三七メートル～七・ 一九メートル	指定年月日 平成十七年七月二十一日
---	---	---------------------	--------------------------------	----------------------

秋田県告示第六百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年

十二月二十九日付け指令雄建 五 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

湯沢市深堀字中川原百二十番地八

秋田県醗酵工業株式会社

代表取締役社長 飯 寺 信 治

二 開発区域に含まれる地域の名称

湯沢市深堀字中川原百二十番八、百三十二番一、百三十二番三及び百三十三番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本字脇本百七十五番地二

字飯ノ町三十六番地

脇本富永字飯ノ森三十八番地一

字大倉五十一番地

脇本浦田字大保田八十五番地

八十二番地一

脇本樽沢字神明下七十四番地二

脇本百川字相ノ沢十九番地三

字方丈田百三十五番地二

船越字サツピ三十七番地

字内子四十四番地

字船越三百四十五番地

弘戸字横根百八十番地

二 就任理事の住所及び氏名

男鹿市船越字サツピ三十七番地

脇本脇本字飯ノ町三十六番地

天 野 一 継

小 山 田 武 夫

柏 木 幸 吉

吉 田 陽 一

三 浦 勝 弘

吉 田 庄 三 郎

鎌 田 庄 三 郎

武 藤 照 雄

佐 藤 一 雄

鈴 木 清

鈴 木 萬 雄

米 谷 正 明

小 松 二 千 六

鈴 木 清

小 山 田 武 夫

男鹿市脇本富永字飯ノ森三十八番地一

脇本脇本字脇本二百十二番地

脇本浦田字大保田八十二番地一

脇本百川字相ノ沢五番地一

船越字内子四十四番地

脇本富永字大倉五十一番地

脇本浦田字大保田八十五番地

脇本樽沢字神明下七十四番地二

弘戸字横根百八十番地

脇本百川字方丈田百三十五番地二

船越字船越三百四十五番地

三 退任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字狐森二十三番地

脇本百川字夏張七十二番地一

脇本脇本字脇本百七十一番地

四 就任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字狐森二十三番地

脇本百川字夏張七十二番地一

脇本脇本字脇本百八番地

柏 木 幸 吉

下 間 正 人

吉 田 庄 三 郎

武 藤 東 吉

鈴 木 萬 雄

吉 田 陽 一

三 浦 勝 弘

鎌 田 誠

小 松 二 千 六

佐 藤 一 雄

米 谷 正 明

中 川 繁

武 藤 昭 一

下 間 春 雄

中 川 繁

武 藤 昭 一

関 山 富 美 雄

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

ロータリー除雪車（二・二メートル級） 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十一月十八日（金）

(四) 納入場所

秋田県雄勝地域振興局建設部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ロータリー除雪車 一台 平成十七年八月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 2)の資格に係る申請

1) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十八日(木)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月一日(木)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

(四) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Rotary Snowplow (2.2 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 1 September, 2005

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

ロータリー除雪車(二・六メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十一月十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県由利地域振興局建設部

(五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月十二日(火)

- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) 2)の資格に係る申請
 - 1) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十八日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含め、平成元年初秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十七年九月一日(木)午後一時四十五分
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
 - 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法

- (五) 契約書作成の要否 要
 - 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
 - 詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of item to be purchased : Rotary Snowplow (2.6 meter wide class)
 - 2 Time-limit of tender : 1:45 P.M. 1 September, 2005
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
 - 除雪グレーダ(四メートル級) 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十七年十一月十八日(金)
 - (四) 納入場所
 - 秋田県北秋田地域振興局建設部
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
 - 除雪グレーダ 一台 平成十七年八月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
 - 平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

2 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 入札の資格に係る申請

1 (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十八日(木)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月一日(木)午後二時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Snow Removing Motor

Grader (4 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 1 September, 2005

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of

Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

除雪グレーダ(四メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十一月十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県秋田地域振興局建設部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

除雪グレーダ 一台 平成十七年八月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 2)の資格に係る申請

1) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十八日(木)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月一日(木)午後二時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Snow Removing Motor Grader (4 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 2:15 P.M. 1 September, 2005

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

除雪グレーダ(四メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十一月十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県平鹿地域振興局建設部

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請
 - (一) 入札の資格のない者が入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十八日(木)までに提出すること。
 - (二) (一)に掲げる場所へ平成十七年八月十八日(木)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の出札を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月一日(木)午後二時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

- (五) により決定する。
- (六) 契約書作成の要否 要
- (七) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary
 1 Nature and quantity of item to be purchased : Snow Removing Motor Grader (4 meter wide class)
 2 Time-limit of tender : 2:30 P.M. 1 September, 2005
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
除雪トラック(七トン級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

納入期限
平成十七年十一月十八日(金)

納入場所
秋田県鹿角地域振興局建設部

(五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) (一)の資格に係る申請
 - (1) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十七年八月十九日(金)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月二日(金) 午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Snowplow(7 ton class)
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 2 September, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

小型除雪車(一・三メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十一月十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県由利地域振興局建設部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

小型除雪車 一台 平成十七年八月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) (2) (1) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (一) (2)の資格に係る申請
- (二) (1)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十七年八月十九日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年初秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月二日(金)午前十時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等

- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Rotary Snowplow (1.3 meter small type)
- 2 Time-limit of tender : 10:15 A.M. 2 September, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量

小型除雪車(一・三メートル級) 一台

- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限

平成十七年十一月十八日(金)

- (四) 納入場所

秋田県平鹿地域振興局建設部

今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (五) 小型除雪車 一台 平成十七年八月ころ

一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (二) (一)の資格に係る申請
- (二) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十七年八月十九日(金)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋季秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月二日(金) 午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Rotary Snowplow (1.3 meter small type)
- 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 2 September, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量
小型除雪車(一・三メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十七年十一月十八日(金)

(四) 納入場所
秋田県雄勝地域振興局建設部

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(一) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

三 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十九日(金)までに提出すること。
 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年九月二日(金)午前十時四十五分
 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。

六 その他
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (二) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効
 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要
 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
 詳細は、入札説明書による。

七 概要
 Summary
 1 Nature and quantity of item to be purchased : Rotary Snowplow (1.3 meter small type)
 2 Time-limit of tender : 10:45 A.M. 2 September, 2005
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年八月二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項
 (一) 購入物品の名称及び数量
 凍結防止剤散布車(三トン級) 一台
 (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (三) 納入期限
 平成十七年十一月十八日(金)
 (四) 納入場所
 秋田県秋田地域振興局建設部
 (五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
 平成十七年七月十二日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等
 (一) 入札に参加する者に必要な資格
 (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (二) 当該資格に係る申請
 (1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十九日(金)までに提出すること。

(一) 入札に参加する者に必要な資格
 (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (二) 当該資格に係る申請
 (1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年八月十九日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月二日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Material Spreader (3 ton class)

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 2 September, 2005

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

APR形移動用無線機 百九十台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十日(月)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(二)に掲げる場所へ平成十七年九月十二日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 〇九五 秋田市山王四丁目一番五号

秋田県警察本部会計課(電話番号〇一八 八六三 一一一 内線二二四七)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同年九月十二日(月)までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所
平成十七年九月十六日(金) 午前十時

秋田県警察本部庁舎三階会議室2

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
落札者の決定方法

(四) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 190 A. P. R. Form
Walkie-Talkies For Movement

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 16 September, 2005

3 Contact point for the notice : Finance Section, Akita Prefectural Police
Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-0951,
Japan TEL 018-863-1111 (EXT.2247)

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年八月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 調達する役務の名称及び数量

放置駐車違反管理システム構築業務委託 一式

(二) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期限
平成十八年三月三十一日(金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 〇九五 秋田市山王四丁目一番五号

秋田県警察本部会計課(電話番号〇一八 八六三 一一一 内線二二四七)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月二日(火)から同年九月十二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月十六日(金) 午後一時

秋田県警察本部庁舎三階会議室2

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Commissioned duty : System configuration for Illegally Parked Derelict cars Management System : 1 Set
- 2 Time-limit of tender : 1:00 P.M. 16 September, 2005
- 3 Contact point for the notice : Finance Section , Akita Prefectural Police Headquarters , 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-0951 , Japan TEL 018-863-1111 (EXT.2247)

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年八月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り一号六番地八
男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り一号六番地八
介護老人保健施設たちね	男鹿市船越字一向六十七番地一

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
六	下	二から四	一七、〇〇六・二二平方メートル	一七、〇〇九・二二平方メートル

平成十六年五月七日(第千五百六十九号)掲載の秋田県告示第四百十七号(河川区域の変更による廃川敷地等)
(原稿誤り)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄